

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

平成 29 年 7 月 11 日（火） 午後 1 時 00 分から午後 2 時 53 分

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8 階 大会議室

3 出席者

委員総数 30 名中 26 名

（出席委員）

猪飼容子委員、伊東世光委員、内堀典保委員、大沢勝委員、加賀時男委員、勝川智子委員、加藤静治委員、川久保圭子委員、川崎純夫委員、久世康浩委員、倉知楯城委員、小久保裕美委員、後藤澄江委員、鈴木公子委員、鈴木弘子委員、鈴木康代委員、高木仁美委員、都築昭彦委員、徳田清純委員、豊田慈證委員、久木好子委員、望月彰委員、山本広枝委員、山本浩史委員、横井隆委員、横山茂美委員

（事務局）

健康福祉部長ほか

4 議事等

（医療福祉計画課 田中課長）

お待たせを致しました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。私は、医療福祉計画課長の田中と申します。委員長が選任されますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本県では、現在、「県庁さわやかエコスタイルキャンペーン」中ということで、軽装で失礼しております。大変暑い中でございますので、皆様方におかれましても、よろしければ上着等をお脱ぎいただければと存じます。

それでは、開会に当たりまして、長谷川健康福祉部長からあいさつを申し上げます。

(長谷川健康福祉部長)

みなさん、こんにちは。愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。
本日は大変お忙しい中、また非常に暑い中、社会福祉審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から本県の健康福祉行政の推進に格別の御理解、御協力をいただいております。改めまして、厚くお礼申し上げます。

また、今回の委員の改選にあたりましては、お忙しい中、快く委員をお引き受けいただきました。重ねてお礼申し上げます。

さて、本県では、子育て支援、あるいは障害者支援、高齢者対策、医療、介護など、健康福祉分野におきましても、様々な課題に直面しております。

本年度は、今年度に策定を予定しております個別計画3件、第7期愛知県高齢者健康福祉計画、それから第5期愛知県障害福祉計画、そして第4次の配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画について御審議をいただきたいと考えております。

いずれの計画も、今後の本県の健康福祉を推進していく上で重要な計画でございます。本日は各計画の策定趣旨や次期計画のポイント、策定の進め方等について御説明させていただきますので、様々なお立場から御意見を頂戴したいと存じます。

短い時間ではございますが、幅広く、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(医療福祉計画課 田中課長)

次に委員の皆様方の御紹介でございます。今回は委員改選によりまして委員に変更が生じております。本来であれば各委員を御紹介申し上げるところでございますが、時間の都合もございますので、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきますと存じます。

また、本日は神谷明彦委員、土肥和則委員、丹羽蒼委員、原田正樹委員については、所用により御欠席との連絡をいただいております。また鈴木康代委員、久木好子委員につきましては、多少遅れるとの御連絡をいただいております。

なお、本日は、委員30名のうち、過半数を超える24名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。事前に皆様に送付させていただきました資料として、次第、資料1～資料6、参考資料がございます。

また、委員名簿、配席図を本日机上配付させていただきました。不足等がございましたら、お申し出くださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、本日の会議は公開となっております。なお、本日は傍聴者が1名いらっしゃいます。

それでは、議事に入りたいと存じます。議題（1）「委員長の選任」でございます。当審議会は、社会福祉法の規定により、委員の互選により委員長を置くこととなっております。どなたか御意見はございませんでしょうか。

（加賀委員）

愛身連の加賀でございます。御足労をおかけしますが、引き続き愛知県社会福祉協議会の会長でございます大沢委員にお願いしたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員）

異議無し。

（医療福祉計画課 田中課長）

ありがとうございます。それでは大沢委員に引き続き委員長をお願いしたいと思います。大沢委員、委員長席へお移りください。

愛知県社会福祉審議会条例では、審議会においては委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては大沢委員長にお願いしたいと思います。それでは大沢委員長よろしく願いいたします。

（大沢委員長）

大沢でございます。大変光栄に存じておりますが、だんだん歳をとってきておりまして長い時間体がもつということができないようになってきております。こっちが勘違いするようなこともあると思います。そういう時には御遠慮なく委員長は勘違いしているよと言っただけであればと思います。いずれにしましても、どういう場合でも議論は楽しい方が良いでしょう。思い切ってやれる時、本音で言える時に、この委員会の全員が一緒になってやれる。そうでないと何のためにここに座っているのかわからなくなる。大概が不満で帰ることが無いようにしていきたい。時間はできる限り当初予定している1時間半ぐらいのところでできればと思いますけど。30分前後の違いがでてくるかもしれませんが、最初からそういうことを想定してやるわけにはいきませんので。大体その範囲で検討を進めさせていただきたいと思っております。先ほど課長のお話にありましたが、これは新しい社会福祉審議会が29年度にスタートする第1回目でございます。この中にあります高齢者の計画策定の問題だとか、障害者の福祉計画の策定とかも含めまして、そのおおよその方向性について御審議をいただきたいと思

ます。よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、社会福祉審議会規程第9条第1項によりまして、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。私としては、本日の議事録署名人に、加藤委員と望月委員にお願いしたいと存じます。よろしゅうございますか。それではよろしく申し上げます。

次に、議題（2）に移ります。副委員長の指名ですが、愛知県社会福祉審議会規程第2条第1項の規定によりまして、副委員長を置くこととなっております。副委員長は、委員長が指名することとなっておりますので、私といたしましては、副委員長には改選前に引き続いて望月彰委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（全委員）

異議無し。

（大沢委員長）

それでは、大変お手数ですけれども、副委員長に望月委員を指名させていただきます。

これまでと同様、今回の改選においても公募委員を募集しまして、応募された方について、委員長、副委員長、事務局担当者等により、慎重に審議した結果、本日御出席いただいている川久保圭子さんに委員をお願いすることとなりました。川久保委員については前回に引継ぎ2回目となりますがよろしく申し上げます。大変活発に御発言をいただいているので、今回も楽しみにしております。よろしく申し上げます。

次に、議題（3）「専門分科会及び審査部会委員の指名」についてでございますが、まず、専門分科会及び審査部会の構成等について事務局から説明してください。

（医療福祉計画課 三島主幹）

医療福祉計画課の三島と申します。よろしく申し上げます。それでは資料1、「愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要」にて、説明をさせていただきます。資料の左上を御覧いただきたいと思います。愛知県社会福祉審議会の構成を表にさせていただいております。愛知県社会福祉審議会の名称の右側に線が三つに分かれております。上から身体障害者福祉専門分科会及び審査部会、民生委員審査専門分科会。そして一番下に児童福祉専門分科会、そしてまた右に線が延びておまして、里親審査部会を始め四つの部会

で構成されております。当審議会は総合的なことについて調査・審議していただくため、これらの専門分科会が設置されております。これらの設置根拠等につきましては、下の表にまとめさせていただいております。それぞれの部会等の名称が表の一番上の行にございまして、その下に順に、設置根拠、審議事項、過去の開催状況、今年度の予定がございまして、表の左の列から申し上げますと、身体障害者福祉専門分科会審査部会につきましては、審議事項の欄でございまして、身体障害者の障害の程度や特別障害者手当の障害程度等について審査等を行っており、本年度の開催は6回開催予定で、既に1回開催済みでございまして、その右の民生委員審査専門分科会ですが、審議事項は民生委員の適否の審査にございまして、今年度は2回の開催を予定しております。表の右、児童福祉専門分科会につきましては、県の子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議していただいております、この他、里親審査部会では児童の里親の認定にございまして、その右の児童措置審査部会では要保護児童の処遇や児童虐待による死亡事例等の検証にございまして、その右の幼保連携型認定こども園審査部会では、幼保連携型認定こども園の設置の認可等にございまして、その右の保育所審査部会では保育所の設置にございまして、それぞれ審議していただいております、今年度の開催につきましては1回から6回まで開催を予定しております。児童措置審査部会については、既に1回開催済みでございまして、説明は以上でございまして。

(大沢委員長)

こういう形で審査部会、専門分科会を進めさせていただきます。これで全局面が見渡せるであろうと思います。

専門分科会及び審査部会の委員につきましては、委員長が指名することになっておりますので、ただ今から配付させていただきます名簿のとおり指名したいと思っております。御意見をお願いします。それでは配付させていただきます。

ただ今、配付させていただきました。身体障害者福祉専門分科会及び同審査部会の構成員ということで、本審議会委員から2名お願いをします。それから民生委員審査専門分科会の構成員には本審議会から6名、児童福祉専門分科会には6名の本審議会委員と臨時委員で構成されております。それから児童福祉専門分科会里親審査部会につきましては3名の本審議会委員と臨時委員2名を指名させていただきます。児童福祉専門分科会児童措置審査部会の構成につきましては1名の本審議会委員と臨時委員の方4名、児童福祉専門分科会の幼保連携型認定こども園審査部会の構成員は2名の本審議会委員と臨時委員3名、児童福祉専門分科会保育所審査部会は1名の本審議会委員と3名の臨時委員を配置したいということです。以上でございまして、何か御質問はございましてし

ようか。無いようでしたら、このとおり指名をさせていただいて、各分科会、審査部会の運営をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは次に、議題（4）「第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定」について、事務局から説明してください。

（高齢福祉課 小木曾課長）

高齢福祉課長の小木曾でございます。着座にて御説明させていただきます。

それでは私から「第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定」について御説明させていただきます。お手元の資料2をお願いいたします。初めに1の策定の目的等についてでございます。この計画は総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」の二つの計画を一体として策定するもので、本県では、高齢者健康福祉計画としているものでございます。計画期間につきましては、法律の規定で3年間と定められておりまして、現行の第6期の計画が今年度末までとなっておりますことから、今年度中に平成30年度から32年度までを計画期間といたします第7期計画を策定するものでございます。なお、計画につきましては国が定める基本方針に則して策定することとされております。

次に、2 第7期計画の位置付けでございます。現行の第6期計画以降の計画につきましては、「地域包括ケア計画」と位置づけられておりまして、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が75歳以上となられます2025年、平成で申しますと平成37年でございますが、これに向けまして各計画期間を通じて段階的に地域包括ケアシステムを構築していくこととされております。そして今回策定していきます第7期の計画におきましては、第6期までに開始しました医療と介護の連携等の取組状況を踏まえつつ、地域の実情に合わせて地域包括システムを深化・推進させるため、保険者機能の強化を進めることとされております。

資料右側にお移りいただき、3 基本指針見直しの主なポイントでございます。資料におきましては、第7期計画における新規、あるいは内容の拡充を図ることとされました事項をお示しいたしております。

資料右側にお移りいただき、3 基本指針見直しの主なポイントでございます。資料におきましては、第7期計画における新規、あるいは内容の拡充を図ることとされました事項をお示しいたしております。

まず（1）高齢者の自立支援や重度化防止への取組及び取組に対する支援でございます。本年6月の介護保険法の一部改正によりまして、今後市町村ではいわゆるPDCAサイクルを活用いたしまして、高齢者の自立支援や重度化防止に取り組むこととなりました。具体的な内容につきましては、中ほどのイメ

一ツ図でお示ししておりますが、介護保険における保険者であります市町村等におきましてまず地域課題の分析をしていただき、その課題を踏まえた自立支援・重度化防止の取組内容や目標を定め、取組後は自主的な評価・公表をしていただきます。こうしたサイクルを繰り返していくことで保険者の機能強化を図っていくものでございまして、県といたしましては、研修等を通して市町村への支援を行うこととされております。

次に（２）地域ケア会議の推進でございます。高齢者の個別事例の検討や支援を通じまして、多職種協働によるネットワークの構築や地域課題の把握などを進める地域ケア会議につきましては、既に取組が進められているところでございますけれども、今回の指針におきましては更なる推進を図るための取組等を新たに計画中に位置付けることとされたものでございます。

続きまして、（３）医療計画との整合性の確保についてでございます。地域包括ケアシステム構築のための在宅医療・介護との連携の推進につきましては、現行の第６期計画におきまして既に位置づけられているところでございますけれども、第７期計画からは、介護保険事業計画と医療計画の作成・見直しのサイクルが、医療計画の計画期間が見直しをされたことによりまして、今後は介護保険事業計画の見直しのサイクルと一致することとなりましたので、これらの計画の整合性の確保がこれまで以上に更に重要なものとして位置づけられたものでございます。

恐れ入ります。資料を一枚はねていただきまして、４ 計画策定体制でございます。計画の策定にあたりましては、関係分野の代表の方を構成員といたします「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置しまして、幅広い視点から御意見をお伺いしつつ計画の策定を進めることといたしております。なお、本委員会の委員長につきましては、名古屋大学の松尾総長にお願いをいたしております。

最後に５の策定スケジュールでございます。先ほど触れさせていただきました国の基本指針につきましては、今月３日に案が示されたところでありますので、この内容を踏まえまして８月９日に第１回策定検討委員会の開催を予定しているところであります。この第１回の委員会におきましては、主に計画の基本理念や基本目標、計画の構成などについて御意見をいただく予定といたしております。今後は市町村へのヒアリングなどによりまして、市町村計画との調整を行いました上で県の施策や目標などを取りまとめた計画の素案を作成いたしまして、12月下旬に開催予定の第２回の策定検討委員会にお諮りすることといたしております。その後、1月の下旬からパブリックコメントを実施いたしまして県民の方々からの意見を頂戴いたしまして最終案を3月中旬に予定しております第３回の策定検討委員会にお諮りいたしました後に、3月下旬に

計画の決定・公表を行うことといたしております。

簡単でございますけれども、第7期の計画の策定につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

(大沢委員長)

はい。どうもありがとうございます。この「第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定」について、今説明のありましたとおり、基本計画の見直しも含めて一歩前進させていきたいということでもあります。何か御意見ありましたら出してください。検討はこれからですが、大きな柱立てがいいかどうかを含めまして。御質問でも結構です。

2016年だと思えますけれど、1人所帯の高齢者が43万6千人、2人とも高齢者の世帯が43万4千人くらいだと思いますが、合わせるとざっと100万人。このまま行けば福祉を必要とするお年寄りばかりになる感じになる。これをそうさせないようにする、できるだけ負担の軽減を図りながら、それから幸せの幅を広げながらという大変難しい舵取りを迫られる時代が目の前に来ている。そういう点でこの柱立てが重要な意味を持つことになる。

(望月副委員長)

1枚目右側のところですが、インセンティブが最後に来ている。P D C Aサイクルの最後に。通常はインセンティブが先にあると思うのですが、これは評価の結果、インセンティブが付くということでしょうか。

(高齢福祉課 小木曾課長)

国の説明によりますと、介護保険制度におきまして、従来の介護保険制度におきましては、例えば介護サービスを利用される方がいらっしゃると費用につきましては、それぞれ国ですとかあるいは都道府県あるいは保険者である市町村、皆様に収めていただく保険料、それぞれの負担割合が定められていたのですが、今回導入される予定とされています新しい考え方といたしまして、保険者における介護保険制度の中での活動によりまして、例えば要介護度が改善されている方がいらっしゃるパーセンテージがどれくらいあるのか、そうした結果として、アウトカムとして現れてくるものを財政的な割合の中に位置づけると申しますか、積極的に要介護度の改善あるいは介護予防の強化ですとかそういった活動を積極的に展開している保険者につきましては、なんらかのインセンティブを与えることも必要ではないかということが新しく考えとして導入されたと聞いております。

(大沢委員長)

その点、どうですか。

(望月副委員長)

頑張ったところに御褒美という意味合いのインセンティブ。インセンティブというと普通は、頑張るためにある。

(大沢委員長)

どうぞ。

(猪飼委員)

愛知県老人福祉施設協議会の猪飼です。今のインセンティブのことについて、少しお話させていただきたいのですが、今国は、介護度が改善された施設や事業所については、インセンティブまたその反対のディスインセンティブを与えていくというところまで話が進んでおり、既に今の状況では今回の介護保険の改正では間に合わないかもしれないけど、次の体制ではインセンティブの指標を整備するべきだという国の考え方が明らかになっているところだと思います。ただ今も言われたようにインセンティブの指標が介護度だけで評価をされてしまうということにつきましては、ちょっと危険があるのかなと私どもは考えております。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。今の点はどうですか。

(高齢福祉課 小木曾課長)

今御指摘をいただいたとおりでございますが、国におきましてもいろいろと関係団体からの意見をお伺いしながら、要介護認定につきましては市町村単位で行われているものですけれど、本来であれば同じような状態の方が全国どこの市町村で要介護認定を受けていただいても同じ結果が出てしかるべきなんですけど、現実問題として若干差が出てくることがありました。この点につきましては従来から厚生労働省におきましても要介護認定の平準化という取組がされておきまして、ある程度は進んできているのかなというところでもありますけれども、先ほど委員から御指摘いただいたように、例えば要介護度だけで評価されてしまいますと、恣意的に要介護認定を厳しくするような事があってはならないという事が当然ありますので、そういった問題点をどのようにしていくのかということを含めまして、国で検討がなされていると思いますので注視を

してまいりたいと思っております。

(大沢委員長)

その他、何かございますでしょうか。いずれにいたしましても、この資料2に地域ケア会議の推進とありますけど、医療と福祉だけでは高齢者問題は片付かない話なので、他職種協働によるネットワークの構築、福祉関係者を含めて総合的にどういう地域のケアのシステムを周知させるか、どういう網の目を作ればそれを進めていけるのか、検討に入っていくんだらうと思っております。非常に難しいところではありますが、そこまで行かないと高齢者の福祉の計画というのは充足していかないと思います。

よろしいでしょうか。今のところ御意見がないようですので、またお帰りになってこれはちょっとおかしいのではないかというのがございましたら、なるべく早めに連絡を。連絡はどこにすればよいのか。もし意見があれば。

(医療福祉計画課 小澤課長補佐)

医療福祉計画課に御意見を願います。

(大沢委員長)

医療福祉計画課ですね。そこに御意見を出していただければ、いずれこの福祉計画策定のための委員会が設けられますので、そこに反映されるものだと思います。

よろしいでしょうか。それでは議題(4)「第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定」につきましては、おおよそこの枠組みで進めて行くこととなりますので、よろしく願います。議題(4)については了承することにいたします。

それでは議題(5)になりますが、「第5期愛知県障害福祉計画の策定」について事務局から説明してください。

(障害福祉課 植羅課長)

障害福祉課課長の植羅と申します。よろしく願います。それでは私から第5期愛知県障害福祉計画の策定について御説明いたします。恐れ入りますが着座にて失礼します。

それでは資料3を御覧いただきたいと思っております。表題が第5期愛知県障害福祉計画の策定についてで、1の策定の趣旨を御覧いただきたいのですが、一つの丸であります、愛知県を含めまして都道府県は、障害者総合支援法という法律に基づきまして、国の示す基本指針に即して障害福祉サービス等の提供確保のために障害者福祉計画を策定することとされております。

二つ目の丸になりますが、現行の計画が第4期の計画となります。平成27年3月に策定されておりますが、その計画の計画期間が今年度末で満了となるということで新たに第5期の計画を今年度末までに策定するということになっております。この計画期間につきましては3年間ということになっておりますので、新たな第5期計画につきましては平成30年度から32年度までとなつてまいるわけでございます。

三つ目の丸になります。この障害福祉計画に合わせまして、昨年6月に児童福祉法が改正されて新たに障害児関係の計画の策定が義務づけられております。この計画を従来の障害福祉計画と一体として策定してまいりたいということでございます。これまでの障害福祉計画、また新たに策定いたします障害児福祉計画の関係につきましては下の表にまとめてございます。

下にまいりまして2番の内容でございます。第5期の計画の策定に向けまして国の基本指針が改正されております。本年の3月31日付けて改正告示されております。その改正後の指針に即して策定を進めてまいります。また本県では独自に昨年10月に公布・施行されております「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を定めておりますので、この条例に関係する本県の取組方針につきましてもこの計画に記載してまいりたいと考えているところでございます。

下にまいりまして、国の基本方針、これは先ほど申し上げました全国の都道府県共通の内容を定めているものでございます。この国の基本指針の改正の主なポイントを表としてまとめさせていただきました。成果目標の見直しということで、表の一番左の欄、上から(1)から(5)まで、この5点の成果目標というのが国の基本指針の中に定められております。この中でも特に新たな成果目標というのが定められております。項目の欄の(2)をご覧くださいなのですが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということでございます。精神障害につきましては、障害者総合支援法によりまして従来からこの計画の内容に定まっておりますが、今回地域包括ケアシステムの構築という事が新たに加わったところであります。この右の方をご覧ください、第5期計画の二つ目の丸をご覧ください、この地域包括ケアシステムの構築を進めるために、障害福祉圏域また、各市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置ということがこの基本指針の中に書かれているということであります。保健・医療・福祉関係者の連携を進める。高齢関係では既に進んでいる事だと思っておりますが、こちらは精神障害の関係で新たに取組んでいくことになると思っております。

また項目欄の(4)のところをご覧くださいと思います。福祉施設から一般就労への移行等となっております。一般就労への移行については従来から続けられているところでございますが、今回障害者総合支援法が改正され、来年度

から障害者の就労定着支援という新たなサービスが始まることとなっております。そうしたことを踏まえまして、右側第5期計画のところの二つ目の丸にございますが、「就労定着支援」による支援開始後1年後の定着率を80%以上とするという目標が新たに掲げられています。

それから項目の一番下(5)でございます。先ほど児童福祉法の改正による障害児福祉計画ということを申し上げました。そのことに合わせまして、障害児支援の提供体制の整備等というのが新たに成果目標として掲げられています。新設ということです。第5期計画のところを御覧いただきますと、一つ目の丸にございますが、児童発達支援センター、これは障害のある児童、未就学の児童でございますが、その方を通わせまして生活等の訓練を行うということでございますが、このセンターを各市町村に少なくとも1つ設置するという目標。また二つ目の丸にございますが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援あるいは放課後等デイサービス、こういった事業所を各市町村に設置いたしまして、保護者の方の期待に応えるということになります。

それから資料の右上を御覧いただきたいと思います。その他の個別施策ということでございますが、①といたしまして障害を理由とする差別の解消ということ。これは平成28年の4月に障害者差別解消法が施行されております。また障害者差別解消推進条例というものが本県独自に定められておりました。そういったことを踏まえまして、差別解消に向けて施策として取り上げられているということです。また②障害者虐待の防止、③は発達障害者支援、発達障害者支援につきましては、昨年8月に発達障害者支援法が改正されておりますので、そういった動きを踏まえまして、こういった施策についても新たに見直したものを計画の中に入れるという流れになっております。その他⑥まで記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

下にまいりまして、3番の計画策定の体制ということでございますが、この計画を定めるにあたりましては、3行目でございますが、「障害者施策審議会」また「障害者自立支援協議会」、こういった会議の意見を聴かなければならないとなっております。こういったことを踏まえまして、4の計画策定に向けたスケジュールでございます。

策定に当たりましては、学識経験者、障害当事者また障害者団体を代表する者、こういった方を構成員といたします障害者施策審議会また障害者自立支援協議会の意見を聴取するというところでございます。なお、計画を策定いたしますために、障害者施策審議会の下にワーキンググループを設置いたしまして集中的に審議していただきたいと思っております。またこういった障害当事者の方々の意見を十分に反映させた上でパブリックコメントを実施いたしまして、一般県民の方々の意見を踏まえ、平成30年の3月に策定・公表をしたいと考え

ております。なお書きでございますが、障害者コミュニケーション、先ほど手話言語障害者コミュニケーション条例のことを話させていただきました。こういったコミュニケーションに関することといたしましては、障害者施策審議会に専門部会というものを設置しております。その専門部会の御意見を伺いながら進めて行こうと思っております。その他、スケジュールにつきましては下に、期日とともに記載させていただいております。今年の3月31日に国の基本指針が改正告示をされております。また2段ほど下でございますが、7月でございますが、今月から本格的に計画の策定に入ってまいりたいと。この7月でございますが、審議会の専門部会また自立支援協議会、そして施策審議会を開催してまいります。そしてその下の7月から11月でございますが、施策審議会の下に設置いたしますワーキンググループを3回開催いたしまして集中的に審議していただきたいと思っております。

また下の方にまいりまして平成30年の1月から2月にパブリックコメントを実施いたしまして3月の計画の策定・公表を行ってまいりたいと思っております。

別紙といたしまして国の基本指針で示されている成果目標の新旧対照表をつけさせていただきました。こちらにつきましてはまた参考に御覧いただければと思っております。

以上、愛知県障害福祉計画の策定についての説明とさせていただきます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。第5期愛知県障害福祉計画の策定についてということで、30年度から3年間の計画期間であります、その大枠を出させていただきました。御意見等ありましたら、はい、どうぞ。

(倉知委員)

知的障害者育成会の倉知と申します。国の指針の改正の主なポイントのところの(3)の、地域生活支援拠点等の整備ということで第4期のところで、各市町村又は圏域に少なくとも1つ整備するということで、愛知県の場合は確かな面的な整備をめざす面型が非常に多かったと思っておりますが、その中でどのような形で進められていくのかなというのと、国の方はハードルを下げて第5期も同じ目標になっているわけですが、障害者としてはこの地域生活支援拠点が非常に大事なものだと思っております、是非施策審議会の中で結構でございますので各市町村とか圏域ごとの状況がわかるようなものを出していただけるとありがたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(大沢委員長)

今の倉知委員の発言について、なにか。どうぞ。

(障害福祉課 植羅課長)

御質問、御意見をいただきましてどうもありがとうございます。こちらの表の中の(3)の地域生活支援拠点等ということでございますが、障害関係の方以外にはなじみの少ない名称かとは思っております。障害のある方々ができるだけ地域で生活ができるように地域での相談を支援する拠点、また障害のある方が地域で生活していくために体験していく場の提供、それから障害のある方が短期的に入所していただける、それらの機能を繋げていく、そういったものを合わせた地域生活支援拠点を位置づけておりまして、先ほど委員から御指摘のありましたとおり第4期の計画から国の指針に盛り込まれまして、全国的に各市町村又は圏域で少なくとも一つ整備という目標が掲げられたところでございます。ただ現在の実績を申し上げますと、名古屋で1カ所、豊橋で1カ所という状況でございます。それも先ほど委員から御指摘のありましたとおり面的な整備、1カ所の拠点だけではなくていろんな施設が連携をしながら整備をしていくということで、そういったこともあって拠点だけではなくて、面的な整備を含めて「等」という文字がついているものでございます。国の方も、全国的にこの地域生活支援拠点の整備がなかなか進まないということで、第4期計画でなかなか目標が達成できなかったということで第5期計画でまったく同じ目標設定となっている状況です。今後施策審議会の御意見も十分いただきながら、どうすれば地域生活支援拠点がしっかり整備できるか、しっかりと御意見をいただきながら計画の中に盛り込みたいと思っております。以上です。

(大沢委員長)

はい。ありがとう。今の質問に関わっても構いませんけど、何かその他ございますでしょうか。

地域移行はなかなか難しい。移行して暮らしの条件が充足していくかどうか。そういう問題もあるので、就労問題と繋がっていないと難しいのではないかと。例えば、知的障害者の方が作業をしていくのを見ていると、なかなか立派なものが出ていく。普通の生活と同じように商売になり得る、生活の原資になり得るようなものが作り出されてきつつあると思う。そういう意味で先ほどの「点」で何かするのではなく「面」で展開できるようなことが地域の中で行われていくようになればと思いますが、施設関係ではどうですか。

(猪飼委員)

老人福祉施設協議会の猪飼です。施設関係ではということですが、社会福祉法人の、例えば高齢者の施設で働くとかを考えていくとか、そういった形での働き方改革をしていくべきなのかなと思います。当施設におきましても障害者の方の就労支援はさせていただいておりますが、本当に決まったことをきちんとしていただくという意味では何ら障害も感じずきちんとしていただいているのが現実ですのでそれぞれ働く場が広がるといいのかなと考えております。高齢者、障害者を含めて連携をしていくのは、働き方だけではありませんが、協働支援という面から考えても重要なかなと考えております。

(大沢委員長)

地域の広がりの中で障害者の福祉の施策がしみこんでいって、全体としては連携、融合というものができてきて、みんなが楽しく暮らし・働き・生きるといった、そういったものを作り出していく原点の一つになるものだと思います。おそらく審議会の中で各部からの検討をもとに進められると思いますのでよろしくをお願いします。その他何か御意見等ございますか。

(望月副委員長)

(5)障害児支援の提供体制の整備等に関して、児童発達支援センターの職員から、職員を募集しているのだけどなかなか応募がなく、困っており誰かいませんかという話があったのですが、この訪問支援にしる何にしる、当然携わる専門職が必要となるわけですが、その確保策も併せて必要となってくるわけですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

(障害福祉課 植羅課長)

御質問ありがとうございました。障害のこういったサービスだけではなくて、福祉関係いろいろ人材不足というのはあろうかと思います。障害関係のサービスでも働いている方の給与のアップのために報酬の改定がされるということがございますが、なかなかその効果が現れるような状況には至っておりません。障害福祉関係の報酬の改定が3年に1回行われるということでございまして、今年度中にまた来年度からの新たな報酬の見直しがされるということでございますので、これまでの3年間の報酬の実績も踏まえ、またそうした人材の不足等もしっかりと見据えて報酬改訂を行っていただくよう国の方にしっかりと働きかけていきたいと思っております。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。望月さんよろしいですか。

(小久保委員)

今の望月先生の質問の関連なんですけど、現状がどういう状況なのかというのを。保育士を養成しておりますけど、なかなか保育士だけではなくいろいろな職域の話だと思いますが、現状がどんな風なのかというのを伺いたい。後ろの方を見ると圏域で設置も可というのが書いてありますが、現状はどうなっているのかということをお教えいただければとありがたいと。

(障害福祉課 植羅課長)

こちらの表の中には児童発達支援また放課後等デイサービスとありますが、実は児童発達支援については、特にセンター機能ということになりますと保育所等の支援をするといった機能もあわせもっていただくこととなりますので、なかなかまだ全ての市町村での設置までに至っておりません。こういったところを今後強化していく必要があると思っています。ただ放課後等デイサービスにつきましてはかなり設置が進んでございまして、今年度の4月1日現在でございまして放課後等デイサービス、県所管と政令市であります名古屋市の所管を合わせまして769カ所ということでございまして、54市町村で769カ所ということでございまして、こういった既にある資源も有効に活用しながら障害児支援に積極的に対応してまいりたいと思っています。

(大沢委員長)

小久保さんよろしいですか。

(小久保委員)

放課後等デイサービス事業というのは、人的なところでどのような職種ですか。

(障害福祉課 植羅課長)

そちらについては、児童発達支援管理責任者という県の研修を受けていただいた方に、個別の計画を定めるということで関わっていただいております。

(小久保委員)

専門職の一部を養成している者としては、なかなか人的な配置が難しい状況にある中で、専門職の自負が学生の中でもありまして自分たちがこうやって頑張っているんで、このところをいろいろ考えながら適正な配置をしていただくとありがたいということを学生達が言うておりましたので、そのへん

のところを安心できるような安全面の配慮とかそのへんのところをお願いしたいなと思っているところでございます。

(障害福祉課 植羅課長)

放課後等デイサービスに限らせていただきますと、国の方でガイドラインを策定しております、ガイドラインの策定に結びついたのは、愛知県全体で769ヶ所となっており、数が急激に増加しましたが、そちらになかなか質が追いつかないといったことが全国的な問題としてあげられています。今後、児童福祉に経験がある方を配置することが、人員配置基準の改正にもありますので、県としてはそこも注視しまして、質の高いサービスが提供できるよう県として関わっていきたいと考えております。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。それではその他ございますでしょうか。

(後藤委員)

現在、福祉施設入所者の地域移行に関するニーズ調査を実施されているようですが、先程からございますように、地域移行というのが、送り出し側にとっても、受け入れ側にとっても、大変難しい問題であると聞いています。

今回の調査においては、どういう点を特に明らかにしたいということで実施されてるのかということ、その点だけ教えていただけますでしょうか。

(障害福祉課 植羅課長)

ニーズ調査ということで、なかなか地域移行というものが、第4期計画で25年度末入所者の12%以上が地域移行となっておりますが、進んでいないのが現状です。そこで何が特にネックになっているのかとか、また、障害のある方ご自身がどのように考えているのか、保護者の方がどのように考えているのか、そして地域移行をするときに何が大きな壁になっているのか、ということをも明らかにするために知的障害者等の施設の方の協力を賜りまして、今回調査をさせていただいたところでございます。

現在、集計中ですので、内容についてはここで申し上げることはできませんが、内容については障害者施策審議会またはワーキンググループの方にもお示しして、今後、地域移行に向けてどういった施策が必要なのか、グループホーム等はまだまだ足りないとは思いますが、グループホームの職員の確保も必要ですので、そういったことをしっかりと御意見をいただきながら、考えていきたいと思っております。

(後藤委員)

ありがとうございます。それではその点をよろしくお願いいたします。

(大沢委員長)

それではその他ございますでしょうか。小久保委員どうぞ。

(小久保裕美委員)

2の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の第5期計画のところですが、圏域及び市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（新規）とあります。これは、その上にある早期退院とか長期入院の方達の今後の対応が入ってくると思いますが、例えば、協議の場に御家族と御本人の立場は違ってくると思いますが、当事者が自分達の意見を言えるような場所が想定されているのかどうか、教えてください。

(障害福祉課 植羅課長)

御質問ありがとうございます。関係者の協議ということで、いかに地域移行を進めていくか、関係機関の皆様にお話いただくこととなりますが、ここで障害のある方の御意見を聞いた上で対応していく必要があると考えます。国からは明確にこの協議の場の構成員について示されていませんが、今後他県の状況も把握して、そういった方が関わっていけるよう進めてまいりたいと考えております。

(小久保委員)

ぜひ、よろしくお願いいたします。精神科領域に長くいたものですから、離れてから20年経ちますが、おおもとの医療機関ではあまり進んでいない。地域の方ではいろいろな取組ができていて、小さな取組の積み重ねで、病気を持った当事者たちが生活をできるようにはなってきましたが、まだ退院支援で言ういろいろな壁があるなと感じますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

(大沢委員長)

今のところは、難しい部分の1つだろうと思います。これは医師の方も含めまして、いい手を尽くして、連携を上手く取りながら、やっていくべきだと思います。その点でまた、横井委員にはお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

その他、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、提案させていただきました、第5期愛知県障害福祉計画の策定についてはおおよそこの枠で、ご質問いただきました点について事務局も記録を取っていると思いますので、そのことも含めて上手く反映させていただきたいと思います。

それでは第5期愛知県障害福祉計画の策定について御了承いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではそのように進めさせて頂きたいと思います。

次に議題(6)配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)の策定について事務局から説明をお願いします。

(児童家庭課 川合課長)

児童家庭課長の川合でございます。私からは本県の配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)の策定について説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。1「背景・趣旨」でございます。配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法は、配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律であり、平成13年に超党派の女性議員による議員立法により制定されました。平成16年に一部改正されておりまして、都道府県によるDV防止や被害者保護・自立支援の責務を明確にするとともに、国が定める基本方針に即した都道府県基本計画の策定が義務づけられました。このため本県では平成17年12月に最初の配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画を策定した後、平成20年3月に第2次計画を、平成25年3月に現行の第3次計画を策定し、DV防止対策に取り組んでまいりましたが、第3次計画の計画期間が今年度で終了になりますことから、新たな第4次計画を策定するものでございます。

次に2「DVをめぐる最近の動き」でございます。まずDV防止法の改正についてです。平成25年に一部改正され、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手、いわゆる同棲相手からの暴力及び被害者について、この法律を準用することとなりました。合わせて法律の改正に伴い、国の基本方針が改正されているところでございます。

次に本県におけるDVに関する相談件数の状況でございます。本県では名古屋市にございます女性相談センター及び県内7箇所の福祉相談センターに設置しております女性駐在室でDVに関する相談業務を行っております。昨年度までの10年間の県全体の相談件数を見ますと、面接と電話相談を合わせた合計数では平成21年度の2,178件が過去最高となっており、22年度以降やや減少

しましたが、近年では1,500件程度と横ばいになっており、依然深刻な状況にあると考えております。なお、一時保護件数につきましても、近年は200件程度で横ばいとなっております。

次に現行計画である「第3次計画の概要」でございます。現行の第3次計画は平成25年3月に策定しており、計画期間は平成25年度から今年度までの5年間でございます。計画の構成としましては、計画の目的、計画策定の基調、重点目標及び取組の内容としており、このうち重点目標といたしましては、①愛知県内のDV被害者保護・支援体制の充実から⑩加害者に対する取組の10本の目標を掲げております。なお、ここには記載しておりませんが、第3次計画では取組強化項目としまして、「市町村における支援体制の充実に向けた働きかけ」、「若年層への教育・啓発」、「被害者のこころのケア」、そして「子どもに対する支援」の4項目を取り組んでいるところでございます。

次に資料右側でございますが、4「第4次計画の基本的な考え方」についてでございます。まず、計画の構成につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、第3次計画を基本的には継承したいと考えております。

また、冒頭申し上げましたとおり、県の計画は国の基本方針に即して策定することとされておりますので、計画の目的、計画策定の基調、重点目標につきましては、平成26年10月に改訂されております国の基本方針を踏まえ、必要な見直しを検討してまいります。また、具体的な取組の内容につきましては、現行の第3次計画の進捗を点検評価した上で、今後具体的な取組を検討してまいりたいと考えております。なお、計画期間につきましては、現行計画と同じ5年間を考えております。

次に5「第4次計画策定の進め方」でございます。計画の策定にあたりましては、関係者の方やDV被害者の声をお聞きしながら計画づくりを進めてまいりたいと考えております。まず「(1)策定検討会議」でございます。この会議では幅広い関係者の方にお集まりいただき、それぞれの専門的知見や経験を踏まえた御意見をうかがいたいと考えております。そのため構成員といたしましては、DV問題に高い見識をお持ちの大学教授や弁護士、医師そしてDV被害者支援団体の代表者やDV被害者が入所している施設の代表者、行政機関等を予定しております。

次に「(2)被害者アンケート」でございます。DV被害者の方に対して相談支援の状況や行政に期待する対策等をお聞きすることにより現状を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施を予定しております。調査は県内の婦人保護施設及び母子生活支援施設、併せて9ヵ所に入所しているDV被害者120名を対象に実施することを予定でございます。

最後に、計画策定のスケジュールでございます。現在、県庁内の関連部局に

おきまして第3次計画の進捗状況について調査中のごさいます、8月には被害者アンケート調査を実施する予定のごさいます。こうした事務的な準備を進めた後、9月と12月の2回、検討会議を開催し御意見を伺いながら計画案を取りまとめてまいります。そして来年1月にはパブリックコメントを行い、県民の皆さんから御意見をお聞きした後、3月には計画を策定し公表してまいりたいと考えております。

DV基本計画の策定に関する説明は以上のごさいます。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)の策定についてということで骨組みが示されていますが、この点について御意見がありましたらどうぞ。はい、川久保さん。

(川久保委員)

すみません。こちらのアンケートをとられるのは、主に被害にあっているのは女性の被害者の方と考えられているのかという質問なんですけど。4次の計画の年度になってくると加害者が女性で被害者が男性の場合のDVも聞かれることが多くなってきたので、この辺の性を超えての被害者、加害者どちらもあろうよという視点も大事になってくるかなと思うんですけど、その点はどのように考えられているのでしょうか。

(児童家庭課 川合課長)

質問ありがとうございます。委員の御指摘のとおり、男性のDV被害者も問題となってきております。それについての問題意識は十分持っておりますけれども、今回考えさせていただいております被害者アンケートにつきましては、婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所者を考えさせておりますので対象が女性の被害者というアンケートにならざるをえないかなと思います。御指摘のあった点については考えていきたいと思っております。

(川久保委員)

是非、視点というか中に加えていただければと思いますし、やはりDVの防止法という女性も経済的にも精神的にも弱いといった点から始まったという点は見逃せないで、やはりアンケートをとられて具体的なさらにしっかりとサポート体制が求められると思いますので、そこはしっかりとアンケートの結果を活かして策定を専門の先生方としていただきたいと思っております。また第3次の計画からの重点目標がそのまま受け継がれてということだったので、

被害を受けている女性が逃げている現住所の情報を守っていなければいけないのですが、何かの手違いで加害者側に知られてしまうことが時々あるので、とても胸が痛みますが、被害者の現住所とか、人権、プライバシーの保護というのは第3次計画の概要でいうと、④被害者の保護等に詳しい内容が含まれている解釈でよろしいでしょうか。

(児童家庭課 川合課長)

御指摘頂いたとおりです。④被害者の保護等のなかで記載させていただいておりますし、御指摘頂いたことも含めまして、新しい計画づくりを進めていきたいと思っております。

(大沢委員長)

その他よろしいでしょうか。都築委員どうぞ。

(都築委員)

第3次計画の重点目標の②DVの防止で教育・啓発と書かれていますが、具体的にはどのような人達を対象に、どのような教育をされていますでしょうか。

(児童家庭課 川合課長)

主に専門学校、高校、大学にDV理解の出前講座という形で、学生の方を対象に、民間支援団体の方に講師になっていただきまして、啓発活動をさせていただいている事業でございます。

(都築委員)

やはり、児童養護施設をやっていますので、DVを受ける側の子ども達を受け入れてますが、その中で親と話をした時に、殴って何が悪いんだと言う方もいるものですから、根本的なところから教育が必要だと感じています。できれば義務教育の中でやっていただけると。虐待をする親には大学を出ていない親もいますし、子どもが生まれてからパパママ教室等で教育していきますとなった時でも、DVをするようなお父さんは来ないと思いますので、義務教育の中であれば、そういう人達であっても必ず受けることができるのではないのでしょうか。DVにしても虐待にしてもネグレクトにしても、できれば義務教育の中で全員に教育できる場があったほうがよいと思います。

(児童家庭課 川合課長)

教育・啓発の事業につきましては、現在進めておりまして、今後実施する際

には、貴重な御意見いただきましたので、参考にさせていただきたいと思いません。

(大沢委員長)

望月委員どうぞ。

(望月委員)

今の点もとても重要で、例えばいじめ防止対策推進法があつて、それは暴力的ないじめの問題に対処しなければならない。そのあたり包括的な取組が必要と思いましたが、実は包括的な意味合いで、これは先日、某母子生活支援施設の職員から聞いた話ですが、やはり長く滞在せざるを得ない人や最近増えてるのは精神障害の方という意味では、先程の障害者支援の方で、例えば、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、ここにDVがどのような位置付けになってくるのか、逆に被害者支援基本計画のところ、⑦のところ、障害者として入っていますけれども、母子生活支援施設で暮らしている精神障害の母親に対する支援はどうするのか。就労支援も含めて。そこを連動させながら包括的に取り組んでいくことが必要ではないかと思えます。包括的という言葉はいろいろところで使われていますが、言葉だけが一人歩きしていないかなと。

そのあたり計画の策定段階でどう関連づけるか、視点がどこかに必要ではないかなと思えます。

(児童家庭課 川合課長)

御指摘ありがとうございます。私どもはDVに関することを所管させていただいてありますが、障害者についても関係課室の方で連携を取りながら、具体的な施策を実施していきたいと思えます。

(大沢委員長)

山本委員どうぞ。

(山本広枝委員)

愛知県母子寡婦福祉連合会の山本でございます。母子生活支援施設を2施設運営させていただいておりますけれども、DVの方が7、8割いまして、DVによる精神的に情緒不安定な方が多いものですから、意見を反映させるために調査期間をなるべく長くして欲しいんですが、浮き沈みがあつて、指導員と一緒にするにしても、1週間ではなかなか厳しい状況にあるかなと思えますので、もう少し調査期間を長くしていただけたらなと思えます。

(児童家庭課 川合課長)

まさしく、私どもの調査のアンケートをお願いする施設ですので、具体的に1週間程度を想定しておりますが、また、御相談させて頂きたいと思います。

(大沢委員長)

調査に入る前に現状の大まかな難しさがわかってくると思うので、少し幅を持たせて柔軟に対応する方がいい。それが調査結果に生かせるように、できるだけ現状を反映できるようにお願いします。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先程の御意見等を含めまして、調査も御指摘いただいたとおりですし、その他基本的な考え方等についても工夫しながら、出来るだけ実態を改善できるようなかたちで、基本計画ができあがることを願っております。

配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)の策定について大枠を了解したということにさせていただきたいと思いますので、計画を進めていただきたいと思います。

それでは報告事項に移りたいと思います。報告事項1「地域医療介護総合確保基金事業(介護分)」について事務局から説明をお願いいたします。

(高齢福祉課 小木曾課長)

改めまして、高齢福祉課長の小木曾でございます。私から地域医療介護総合確保基金事業(介護分)について御報告をさせていただきたいと存じます。着座にて御報告させていただきます。

それではお手元の資料5をお願いします。資料5の一枚目につきましては、昨年度、第2回の社会福祉審議会でお示しをさせていただいたのとほぼ同じ内容でございますので、本日は時間の都合もございましたので簡単に事業の概要についてのみ説明をさせていただきます。

1の基金事業の概要でございます。団塊の世代が後期高齢者となられる平成37年度を見据えまして、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めるために都道府県に地域医療総合確保基金を設置いたしまして、平成26年度から医療関係の各種事業、翌平成27年度から介護関係の各種事業を実施しているところでございます。

対象事業としましては、その下(1)に①から⑤までお示ししておりますけれども、このうち③と⑤、ゴシックでお示ししておりますところが介護に関するものでございます。恐れ入りますが資料を少し飛んでいただきまして、資料の右下4の介護分に係る平成28年度事業実績の概要でございますが、資料を一枚

跳ねていただきまして、地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る平成 28 年度事業実績の概要をご覧ください。各事業ごとに平成 28 年度の事業実績と平成 29 年度当初予算を記載しております。平成 29 年度の当初予算につきましては前回の社会福祉審議会でお示しをさせていただいた資料と同じ内容になっておりますので御了承いただきたいと思っております。

まず、1 の介護施設等の整備に関する事業でございますが、平成 28 年度の決算額につきましては、約 33 億 1000 万円となっております。内容といたしましては、地域密着型特別養護老人ホーム 12 か所、認知症高齢者グループホーム 9 か所、小規模多機能型居宅介護事業所 9 か所、その他に 5 種類の施設 16 か所、合計 46 か所の施設の整備に関して助成をいたしました。

次に 2 の介護従事者の確保に関する事業でございますが、平成 28 年度の決算額は、資料を 2 枚跳ねていただいた最後のページになりますが、表の一番下の段の中程になりますが、約 2 億 3000 万円となっております。介護職への多様な人材の参入促進、介護職の専門性や社会的評価を高める資質の向上、及び身体的負担の軽減や事業の効率化による労働環境・処遇の改善、この 3 つを重点施策として事業を実施いたしてまいりました。このうち主なものをご紹介しますと、資料 2 枚お戻りいただきまして、左端に番号が振っておりますけれど、7 番の福祉・介護の仕事総合展開催費におきまして、福祉・介護の仕事総合展を名古屋市で 2 回、豊橋市で 1 回開催いたしまして、こうしたイベントに対して助成をいたしましたところでございます。

また、介護職の資質の向上に関しましては、3 番の介護人材資質向上事業費補助金におきまして、介護従事者の資質向上を目的といたしました研修等に対して研修に必要な経費を助成しているところでございます。

介護職の労働環境・処遇の改善につきましては、資料を 2 枚おめくりいただきまして、38 番の介護施設内保育所運営費補助金におきまして、施設内保育所を運営しておられる 24 の施設に対して助成をしたところでございます。

今年度につきましても地域包括ケアシステムの構築を更に推進してまいりますために、引き続き各種事業を実施してまいりたいと考えておりますので、本日、御出席の皆様方を始め、関係団体等の御協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが御報告とさせていただきます。

（大沢委員長）

ありがとうございました。地域医療介護総合確保基金事業（介護分）についての説明をさせていただいたのですが、何か御意見はございますでしょうか。細かいところまで目を通す時間はありませんけれど。また帰られた後でも細かいところに目を通していただいで出していただければ、来年度以降の参考にな

るかと思えます。

(猪飼委員)

14番の介護のイメージアップ事業費についてお伺いしたいのですが、概要のところ介護の日普及啓発と書いてあるのですが、11月11日介護の日ということで、いくらここに計上されているのでしょうか。

(地域福祉課 西川課長補佐)

地域福祉課の西川でございます。こちらの概要欄については29年度の事業概要という形になっておりまして、29年度につきましては14番の介護のイメージアップ事業費の中で介護の日普及啓発に400万円程度の予算を付けさせていただいております。

(猪飼委員)

やはり介護のイメージアップという部分、11月11日が介護の日であるということにつきましては、毎年しっかり予算を計上していただいで定期開催ができるような形で確保していただきたいなと思えます。お願いいたします。

それから28年度につきましては未来発掘プロジェクトのことでないかと思えますが、これにつきましても、例えば県のポータルサイトにアップされておりましたが、これを小学生、中学生、高校生、大学生が見られた時に、大きなイメージアップにつながると思えますので是非普及啓発活動につきましては御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

(地域福祉課 川合課長)

地域福祉課長の川合でございます。今御指摘をいただきましたようにイメージアップというものは介護人材を確保していくために大変大事な事業であると思っておりますので、しっかりと若い方々に対して積極的に進めて参りたいと思っております。ありがとうございました。

(大沢委員長)

こういうものの制作というのはどういう形で行うのですか。

(地域福祉課 川合課長)

制作というのはDVDとかですか。

(大沢委員長)

DVDとか動画とかあるんでしょ。

(地域福祉課 川合課長)

通常は県が制作会社に委託するわけですが、そこで必要なコンセプトについては愛知県の方がしっかりと把握して、「こういうことでお伝えしてください」ということで業者さんをお願いするということです。

(大沢委員長)

それは是非言ってもらわないと。

その他、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。それではこの地域医療介護総合確保基金事業（介護分）について了承するというので、よろしいでしょうか。それでは引き続き報告事項（2）に移りたいのですが、事務局から説明をお願いします。

(医療福祉計画課 三島主幹)

医療福祉計画課の三島でございます。専門分科会・審査部会の審議状況について資料6により説明させていただきます。こちらにつきましては、社会福祉審議会が開催される都度、審議状況について御報告させていただいておりますが、本年の3月28日の社会福祉審議会で昨年度の全ての審議状況を御報告済みでありますことから、本日は本年度の審議状況についてのみの御報告とさせていただきます。なお、審議会の組織や、各専門分科会・審査部会の設置根拠や目的につきましては、資料1の概要でも触れておりますので本日は説明を省略させていただきます。

まず資料の左、社会福祉審議会の組織の下にあります身体障害者福祉専門分科会及び審査部会ですが、本年度の開催状況としまして左下の表にまとめさせていただきます。表の左、開催年月日の右にございますように「身障福祉法第15条第1項の医師の指定」でございますが、こちらは身体障害者手帳の交付申請の際に添付が必要となります、診断書を発行していただく医師の指定となっております。その右の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の医療機関の指定等」でございますが、こちらは身体障害者の自立等の促進をはかるために必要な医療を行っていただく医療機関の指定を行うものでございます。またその右にございますが、「身体障害者手帳に関する障害程度等級の認定」ということで、審査件数、審査結果につきましては表のとおりでございます。なお専門分科会につきましては諮問事項等がなかったため開催されておられません。

続きまして、資料の右側にまいりまして、本年度開催がありましたのは、3

の児童福祉専門分科会及び審査部会のうち、②の設置目的の上から2つ目の部会、児童措置審査部会のみ1回開催しております。開催状況の表の中にございますように、「被虐待児童等の処遇に係る審議」と一番右側の列の※印にございます「検証委員会」を開催しております。検証委員会でございますが、表の下※印に補足にございますように、県内において児童虐待による死亡事例等が発生した場合に、当部会に設置される検証組織でございまして、今回の開催は昨年9月に豊明市において発生した死亡事件に関して開催をしたところでございます。報告事項(2)について以上でございます。

(大沢委員長)

はい、どうもありがとうございました。専門分科会・審査部会の審議状況につきましても簡潔な報告になるわけですがけれども、いかがでしょうか。それでは審議の状況については了承ということで。

これで議題全て終わりました。ここで閉会ということになりますけれども、せっかく遠くからお越しいただいておりますので、この審議会の進め方等につきましても要望や御意見があれば出していただければと思います。忌憚なく出していただければ結構です。いかがでしょうか。市長会の会長さんの加藤さんもお見えになっておられますけど、例えば地域包括支援センターだとか支援システムだとかそういう地域における支援等を検討していかなければならない中で、各市町村の役割も大変大きくなるのではないかと思いますのでその辺りも含めまして何かお気づきの点にございましたら御意見をいただければと思いますけれども。特にございませんでしょうか。

各地方自治体とうまく連携をとりながらやっていくということで、いくつかの市では、既存の各戸をまわっている、例えば新聞配達などと連携して高齢者の見守りの活動に付け加えていくような形で見回りの質を細かくしていくことも含めまして、地方自治体の役割は大変大きくなってきているように思いますので、その点市町村会の皆さんも一緒になって御協力をいただきながらやればと思いますので、よろしく願いをいたします。

その他ございますでしょうか。どうぞ。

(高木委員)

愛知県看護協会の高木です。私が聞き漏らしたのかもしれませんが、資料2にあります高齢者福祉計画の策定の中の新規事業であります、地域ケア会議の推進なんですけど、これは私どもは非常に重要なことだと考えておまして、多職種協働で開催される地域ケア会議の構成メンバーというのはどのような職種をお考えなのかということをお聞かせ願いたいなと思います。

(高齢福祉課 小木曾課長)

今御質問をいただきました構成メンバーにつきましては、必ずしもこの職種というものは無いのですが、当然のことながら福祉関係の方、医療関係の方、保健関係の方ということが国からの例示ということで示されておりますので、具体的な職種で申し上げますと、例えば介護福祉士の方だとか、保健師の方、看護師の方、社会福祉士の方は当然含まれてくると思います。その他はそれぞれの市町村の実情に応じまして必要とされる方をお願いをする形になってこようかと思っております。

(高木委員)

わかりました。ちょっとお願いなんですけども、地域ケア会議を進めていくうえで、訪問看護の果たす役割というのが非常に重要となってくるので、看護職も念頭において声をかけていただければと思います。以上でございます。

(大沢委員長)

これはよろしいですか。

(高齢福祉課 小木曾課長)

御承知のとおり医療と介護の連携というのが強く求められているところでございますので、今御意見をいただきました看護師のような方についても出来るだけ御参加いただける形でと考えております。ありがとうございました。

(大沢委員長)

ありがとうございました。おそらく最初に手を挙げられていたのではないかと思いますけれども、見えなくて申し訳なく思っております。その他ありますでしょうか。地域包括ケアシステムについては医療関係もまた重要だとは思いますが、愛知県医師会の横井委員も一言ございましたら。

(横井委員)

今の項目のところなんですけれども、多職種協働という言葉。これは行政の言葉なんだと。僕らは多職種連携とだけ思っていたのに多職種協働というのはまた意味が違っているのかなと思っておりました。それと今日、ものすごく幅広いんだと思ったのは障害福祉計画。これ一枚の紙にまとめるのは無理なんじゃないかなと思うくらい。僕らの障害者という概念、はっきり言うと精神障害があり、身体障害があり、知的障害があり。そうすると今、知的障害の中に認

知症を含めるか含めないかもあり、めっちゃめっちゃ広くなってくるんじゃないかなってこと。今看護協会の方もおっしゃっていましたが、それなりに今度、身体障害であり、精神障害であり、知的障害であつたら対応する看護職も変わってくるし医療職も変わってくる。それからもちろん今日福祉関係の方もお見えになっておりますので、多職種で連携する地域包括ケアシステムっていうのはすごいグローバルな会議になってくるんじゃないかなって感じております。

(大沢委員長)

そうですね。今指摘されたとおりで実際は難しいわけです。凶面に落とすところまでは何とかやれるにしても、実態に落とすことは本当に難しいと思っております。しかしやらないとなんともならない。今人生100年という時代ですから、80、90と団塊の世代が老いていき、2040年～50年の段階になってきますと施設の中で住むのは難しいので在宅ケアはどうするのかという問題と絡んでくる。今から準備しておかないと間に合わないということもございますので、この社会福祉審議会も含めて、ここの出てきている各種の委員会の仕事も非常に重要であると。場合によっては事務局の内部で横の連携をとりながら進めていっていただきたいと思っております。残された時間があまりないんです。2050年まで。人口も減ってくる。おそらく施設の収容ではできなくなるのではないかと思います。でも在宅ケアが加わるとまた医療の領域も含めまして難しい問題も出てくる。しかしどこからか取りかからないと話にならないので、愛知県としてもとにかく一歩前進するよう考えていただかないと、と思っております。

よろしく願います。その他何か。この際だから一言ございますでしょうか。それでは、この会議の予定は何時までですか。3時までですか。まだ10分ほど余裕がありますが、暑いし、気候もさわやかではないので、相撲が面白くなったぐらい。それでは全体の委員の方々それから職員の方々の健康の問題も含めまして10分早く終わりたいと思っております。しかしその間ですね、出されました御意見も大変多岐にわたっておりまして、しかも内容がかなりございますので、事務局の方のとりまとめだとか、松尾さんの担当する領域なんか大変だとは思いますが。まあ名大の総長ですから、あちらこちら出向いていらっしゃるから大丈夫だとは思いますが。いずれにしましてもそれぞれの委員会の長所を活かしながら取りまとめていくのは大変だと思いますけれども、是非よろしくと担当の方達にお願いをしまして本日の社会福祉審議会を終わりにしたいと思っております。どうも御協力ありがとうございました。

(医療福祉計画課 小澤課長補佐)

すみません事務局から連絡事項です。今日の会議録ですが、後日、発言され

た方に内容を御確認いただきまして、その後、署名者お二人に御署名をいただくこととしておりますので、その際は御協力いただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

(大沢委員長)

この審議会の議事録はホームページに出させていただきます。それでは終わります。どうもありがとうございました。

以上

議事録署名人

議事録署名人
